

滞納すると、あなたの大きな負担に！

4月、5月は

# 現年度課税分集中整理月間

4月、5月は、平成19年度の出納整理期間として滞納整理を強化していきます。  
 今回は、市税や国民健康保険税のほか住宅使用料、下水道使用料の滞納解消に向けた取り組みや、昨年実施した差し押さえ強化月間の結果についてお知らせします。

税務課管理収納係 ☎1132

## 現年度課税分集中整理月間

平成19年度に新たに発生した滞納市税・国民健康保険税や住宅使用料、下水道使用料などの未収分を、年度内の収入とするため出納整理期間（※）である4月、5月を「現年度課税分集中整理月間」として、徴収対策を強化します。

夜間電話催告、夜間戸別訪問などを一斉に行うとともに、納付できる資産や資力を持ちながら納付に応じないかたに対しては、財産の差し押さえを行うなど、強力的に整理を進めていきます。

※出納整理期間：年度内に確定した収入と支出で、未収または未払いとなっているものについて、収入または支出を

行うために設けられている期間で、会計年度終了後の4月1日から5月31日までをいいます。

この期間に、未収となっている平成19年度課税分の市税、国民健康保険税や住宅使用料、下水道使用料などが納入されると、平成19年度の収入とすることができます。

## 鳥羽市滞納整理特別対策本部

市では、滞納額の縮減と的確な滞納整理を行うことを目的に平成17年1月に鳥羽市滞納整理特別対策本部を設置し、課長補佐級以上の職員による滞納者宅や勤務先への電話催告、夜間および休日の戸別訪問などに取り組んできました。

今回は、市税や国民健康保険税のほかに、住宅使用料や下水道使用料についても滞納の解消に取り組みます。



## 差し押さえ強化月間の実施結果

納税秩序の維持や公平・公正な税務行政を進めるため、昨年10月、11月に差し押さえ強化月間を実施しました。

その結果、不動産、預貯金、売掛金、出資金、生命保険、自動車、動産などを103件差し押さえ、約1,100万円を滞納市税などに充当しました。

## 税金の滞納がある場合の財産調査

銀行口座を調べられ差し押さえをされたあと、「勝手に口座からお金が入る下された！個人情報保護法の違反だ！」と、いわれる滞納者のかたがいます。

税金を滞納し督促状を受けても完納されないかたに対しては、国税徴収法・地方税法の規定に基づき、財産を差し押さえたり、調査したりすることができる権限が発生します。

この権限により、調査の対象となる勤務先や金融機関などは、必要な情報を答えなければなりません。

ですから、税金の滞納がある場合の財産調査は、個人情報保護法の規定には抵触しません。



払いたくても払えない  
 納税についてお困りのかたは  
 早めに相談を！